

## 第15回洋野町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和元年9月25日(水) 午後2時00分～午後2時46分

2 開催場所 洋野町役場 種市庁舎 大会議室

3 出席委員 (12人)

1番 間澤 智子	2番 太内田 栄二	3番 源田 武志
4番 林郷 ケイ子	5番 長根山 裕也	6番 坂本 幸治
7番 舘野 栄子	9番 大粒来 清美男	10番 軒保 (遅参)
12番 下田 博美	13番 馬場 健一	15番 高城 健一

4 欠席委員 (3人)

8番 川崎 和志	11番 北村 卓也	14番 塩倉 健一
----------	-----------	-----------

5 総会に出席した農地利用最適化推進委員 (12人)

上小路 鉄也	浜道 智	高谷 直樹	安藤 健吉
明戸 巖	坂澤 勉	山道 慶蔵	金澤 百年
柏木 淑子	川原 由次郎	林郷 永吉	下権谷 由雄
下谷地 信子	塩倉 康美		

6 日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号 農地・非農地の判断について

第5 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 麥澤 光英

係長 猪石 秀美

主査 秋山 善一

主任 佐々木 えり子

臨時職員 太内田 和也

## 8 会議の概要

- 議長（会長） ただ今から、第15回洋野町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席委員は、当席を含め11人です。  
よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。  
ただちに会議を開きます。

.....

### ◎議事録署名委員の指名

- 議長（会長） 日程第1 議事録署名委員の指名について、を行います。  
議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、1番 間澤委員、2番 太内田委員を指名  
したいと存じますが、これにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声）  
○議長（会長） 異議なしと認め、両人を指名します。

.....

### ◎会期の決定

- 議長（会長） 日程第2 会期の決定を行います。  
会期は1日限りとすることに、ご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声）  
○議長（会長） 異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りといたします。

.....

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（会長） それでは、議事に入ります。  
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番から番号3番  
を一括上程いたします。詳細については事務局から説明いたさせます。  
○事務局（事務局長） 議長。  
○議長（会長） 局長。  
○事務局（事務局長） 議案書1ページをお開き願います。  
議案第1号 農地法 第3条の規定による許可申請に係る番号1番から番号3番について、ご  
説明いたします。  
申請人から提出のありました 農地法第3条の規定による許可申請について、本委員会の議決  
を求めるものであります。  
番号1番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇地割字〇〇〇 〇  
〇番〇 地目 田 3,020 m<sup>2</sup>。 洋野町〇〇第〇地割字〇〇〇 〇〇番〇 地目 田 564 m<sup>2</sup>、 洋野  
町〇〇第〇地割 字〇〇〇 〇〇番〇〇 地目 田 597 m<sup>2</sup>。 洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇〇〇番  
地目 田 1,126 m<sup>2</sup>。洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇〇〇番 地目 田 1,460 m<sup>2</sup>。計5筆6,767 m<sup>2</sup>で  
あります。  
権利区分は贈与で、譲受人の住所氏名は、洋野町〇〇第〇地割〇〇番地〇、 〇〇 〇〇 氏、  
経営面積は、田 6,767 m<sup>2</sup>、畑 2,841 m<sup>2</sup>、計 9,608 m<sup>2</sup>で、 農業従事者は3人です。  
譲渡人の住所氏名は、洋野町〇〇第〇地割〇〇番地〇、 〇〇 〇〇 氏 経営面積は、同一世帯  
につき省略させていただき、申請事由は後継者である長男に譲与し耕作を続けようとするもので  
あります。

お手元の総会提出資料 1 ページから 7 ページをご覧ください。

1 ページは当該申請地に係る案内図であり、2 ページは現況写真で、①は申請地の西側から、②は北東側から、③は南西側から撮影したものであります。

3 ページから 5 ページは申請地公図、6 ページ 7 ページは許可申請に係る調査書であり、6 の農地法第 3 条第 2 項及び第 3 項の該当の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可については 問題がないものと判断しているものであります。

なお、当該土地への現地調査は、令和元年 9 月 17 日に〇〇委員、〇〇推進委員で行っているものであります。

次に議案書 1 ページ番号 2 番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇〇 〇〇番〇 地目 畑 236 m<sup>2</sup>であります。

権利区分は売買で、譲受人の住所氏名は、洋野町〇〇第〇地割〇〇番地〇、〇〇 〇〇 氏、経営面積は、田 5,021 m<sup>2</sup>、畑 1,055 m<sup>2</sup>、計 6,076 m<sup>2</sup>で、農業従事者は 2 人であります。

譲渡人の住所氏名は、東京都〇〇区〇〇〇 〇丁目〇〇番〇号、〇〇 〇〇 氏 経営面積は、畑 236 m<sup>2</sup>で、申請事由は耕地拡大のため買い受け耕作しようとするものであります。

総会提出資料 8 ページから 11 ページをご覧ください。

8 ページは 当該申請地に係る案内図であり、現況写真で北西側から撮影したものであります。

9 ページは申請地公図、10 ページ 11 ページは許可申請に係る調査書であり、6 の農地法第 3 条第 2 項及び第 3 項の該当の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可については問題がないものと判断しているものであります。

なお、当該土地への現地調査は、令和元年 9 月 17 日に 〇〇委員、〇〇推進委員で行っているものであります。

議案書 2 ページに戻りまして、番号 3 番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇〇番〇 地目 田 519 m<sup>2</sup>、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇〇番〇 地目 田 14,892 m<sup>2</sup>、2 筆 合計 15,411 m<sup>2</sup>であります。

権利区分は贈与で、譲受人の住所氏名は、洋野町〇〇第〇地割〇〇番〇、〇〇 〇〇 氏、経営面積の自作地はなく農業従事者は 2 人であります。

譲渡人の住所氏名は、青森県三戸郡〇〇町字〇〇〇〇 〇〇番地、〇〇 〇〇 氏 経営面積は、田 15,411 m<sup>2</sup>で、申請事由は譲渡人が遠方に居住しており農地管理ができないことから、農業経営に意欲のある親戚に贈与しようとするものであります。

総会提出資料 12 ページから 15 ページになります。

12 ページは 申請地に係る案内図と現況写真であり、北側から撮影したものであります。

13 ページは申請地公図、14 ページ 15 ページは許可申請に係る調査書であり、6 の農地法第 3 条第 2 項及び第 3 項の該当の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可については 問題がないものと判断しているものであります。

なお、当該土地への現地調査は、令和元年 9 月 17 日に 〇〇委員、〇〇推進委員で行っているものであります。

以上、説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

現地において調査いたしました推進委員から、現地調査を行った結果について報告願います。番号 1 番について、〇〇推進委員願います。

○ 〇〇推進委員 〇〇農業委員と共に 9 月 17 日、申請地の現地調査を行った結果について報告いたします。

番号 1 番の申請ですが、一緒に営農している漁業兼業の息子に田 5 筆を贈与するものです。現地の 1 筆は育苗ハウスなどの畑として使いそのほかは、米が作付けされ適正に管理されていしたので、許可しても問題ないと思います。以上報告と致します。

○議長（会長） ありがとうございます。

次に番号2番について、○○推進委員お願いします。

○ ○○推進委員 番号2番の申請地について、○○農業委員と共に9月17日に現地調査を行った結果を報告いたします。

この申請地は、譲渡人が出稼ぎのため遠方に住んでおり、仕事の都合で町に戻る事が無くなったため、隣接する宅地と一緒に譲受人に売却するものです。

現地は耕作していませんが、草刈りをして適正に管理されていたので、許可しても問題ないと思います。以上、報告といたします。

○議長（会長） ありがとうございます。

次に番号3番について、○○推進委員お願いします。

○ ○○推進委員 報告します。 ○○農業委員と共に9月17日に現地調査を行った結果について報告いたします。

番号3番の申請ですが、贈与により、田2筆を所有権移転しようとするものです。

現地は、米が作付けされ、適正に管理されておりました。

譲受人はこれまで農地を所有しておらず、新規の農業者となりますが、農作業機械等も整え、来年以降も耕作を継続していくということでしたので、許可しても問題ないと思います。

以上、報告といたします。

○議長（会長） ありがとうございます。

議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番から3番までの説明および現地調査報告が終わりました。

これより質疑を行います。

ご質問、ご意見等ございませんか。

（「ありません」の声あり）

1番から3番までです。

○ ○○○委員 はい。（挙手）

○議長（会長） はい。○○○委員

○ ○○○委員 番号2番の○○さんなのですが、普通畑を○○に持っているようですが、土地を買って何を作る目的なのか、ちょっと気になったので教えてもらえればと思います。

○議長（会長） 事務局説明願います。

○事務局（事務局長） はい。実施は隣に宅地がありまして、どちらかという和家庭菜園というような形で、236㎡でございますけれどもその部分になります。現状と致しますればして草刈等きちんと管理はされておりまして、今後、何を植えるかということはまだ明らかではありません。ただ、農地法上の農地としての譲渡でありますことから許可申請を提出したということになります。以上でございます。

○議長（会長） ○○○委員

○ ○○○委員 以前にも○○に何か所か土地を買っていたようですね。

○事務局（事務局長） はい。○○地区にも土地はありますが、以前は田でしたが、現在は雑穀類と思いますが播種して、本格的ではありませんが農地として管理しているようです。

○ ○○○委員 わかりました。

○議長（会長） 他にございませんか。

（「なし」の声）

○議長（会長） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、「議案第1号」を採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（会長） 異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番から3番まで、申請どおり許可することが適当であるということにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（会長） 異議なしと認め、議案第1号は、申請どおり許可することに決定いたしました。

.....

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（会長） 次に日程第4 議案第2号 農地・非農地の判断について、を上程いたします。詳細について事務局より説明をいたさせます。

○事務局（事務局長） 議長。

○議長（会長） 局長。

○事務局（事務局長） 議案書3ページをご覧ください。

議案第2号 農地・非農地の判定について、ご説明いたします。

「農地法の運用について」第4の(1)及び(2)に基づき、「農地」に該当するか否かの判断を求めるものであります。

1・2の所在地番、地目、面積、所有者等ですが4ページの別紙、農地・非農地判断対象農地一覧をご覧ください。

所在等は 洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番〇〇、地目 田 面積 1,534 m<sup>2</sup> 1筆、農振区分は農用内、所有者は、〇〇 〇〇 氏であります。

当該土地は、農地法の運用について第4の(4)のアの「その土地が山林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当すると認められることから、非農地としてよろしいかご意見を伺うものであります。現地は、〇〇委員、〇〇推進委員及び事務局で確認しているものであります。

総会提出資料16ページに位置図及び現況写真を添付しておりますので、ご参照願います。

以上説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（会長） 事務局の説明が終わりました。これは、昨年でしたか数筆も一回に提出されたものと違って、随時1件だけ今総会に提出したものでですか。もう少し詳しく説明してください。

○事務局（事務局長） 第14回総会において〇〇さんの贈与の案件がありましたが、全て農地の贈与で提出されていましたが、現地に行きましたら全く農地管理ではなく写真のとおり、木が生えてきて農地としての管理は難しいということで、農地法第3条による贈与には該当しないということで取り下げをしていただいた件でございます。これは地目も変更してもらいながら非農地扱いとして贈与するといった案件でございます。

○議長（会長） 質疑を行います。なにかご質問、ご意見等ございませんか。

○ 〇〇委員 はい。（挙手）

○議長（会長） 〇〇委員

○ 〇〇委員 これは山林として認めるということですか。

○事務局（事務局長） 現況はほとんど山林なんですけど、登記官に見られたときこれは農地では無いです判断されますので、登記ができなくなってしまいます。農業委員会では非農地ですという判断になりますので、実際は現況を把握して山林で見るか原野で見るか、雑種地で見るとは登記官等との相談になると思いますが、農業委員会では、農地としての判断はできません。非農地ですという判断だけで進めることになります。以上説明します。

○議長（会長） 暫時休憩します。

【暫時休憩 14：36～14：42】

○議長（会長） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（会長） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（会長） 異議なしと認め、採決いたします。

議案第2号 農地・非農地の判断ついて、番号1番は原案のとおり非農地とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（会長） 異議なしと認め、議案第2号の番号1番は、原案のとおり決定いたしました。

.....

#### ◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（会長） 次に、日程第5 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について、番号1番から番号6番を一括上程いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局（事務局長） 議長。

○議長（会長） 局長

○事務局（事務局長） 議案書5ページを お開き願います。

この案件は、農地法関係事務処理要領で、「相続などにより 農業委員会の許可を経ないで 農地等の権利を取得」したことの届出に対し、「審査のうえ 速やかに受理不受理を決定し、届出者に対し通知しなければならない」と規定されているものであります。

届出のあった番号1番から番号6番までの6件につきまして、審査したところ、内容、書類ともに適正であったことから、届出人に対し、受理通知書を交付したものであります。

届出のあった6件のうち、権利を取得した事由は、全てが相続であり、あっせん希望の有無については、6件とも無で提出されております。

関係資料は総会提出資料17ページから22ページとなっております。

以上、報告といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（会長） 報告事項であります。事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。 質疑ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（会長） 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告についてを終わります。

.....

○議長（会長）

これで、本日の案件は全て終了いたしました。

以上をもちまして、第15回洋野町農業委員会総会を閉会いたします。ご協力、誠にありがとうございました。

令和元年9月25日 開 議

第15回洋野町農業委員会総会

議 事 録 署 名

会 長

1 番（間澤委員）

2 番（太内田委員）